

会 議 録 (1)

会議の名称	令和4年桶川市教育委員会第3回定例会	
開催日時	令和4年3月24日(木) (開会)午後2時00分 (閉会)午後3時30分	
開催場所	市役所 会議室401	
出席者委員	6名	
欠席者委員	なし	
議長	教育長	
傍聴	なし	
事務局職員 職名及び氏名	10名	
会議事項	議題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 教育部長からの報告</p> <p>(2) 副部長からの報告</p> <p>(3) 各課(館)長からの報告</p> <p>(4) 教育委員会の当面のスケジュールについて</p> <p>(5) 教育委員会事務局の主な事業等について</p> <p>2 議事</p> <p>第7号議案 桶川市文化財保護審議会規則及び桶川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>第8号議案 桶川市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程</p> <p>第9号議案 桶川市いじめ対策委員会規則の一部を改正する規則</p> <p>第10号議案 桶川市学校運営協議会委員の任命について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 今後の定例会の日程について</p>
	決定事項など	<p>① 第2回定例会、第1回臨時会の会議録の承認</p> <p>② 第7号議案から第10号議案 原案のとおり可決</p> <p>③ 令和4年第6回定例会 6月24日(金)午後2時</p>
配布資料	会議次第及び説明資料	

会 議 録 (2)

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 概 要
教育長	<p>日程第1 教育長の開会宣言</p> <p>定足数に達しているため、令和4年桶川市教育委員会第3回定例会を開会する。</p>
教育長	<p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>令和4年第2回定例会及び第1回臨時会の会議録について確認願う。承認することに異議はあるか。</p>
委 員	<p>全員『異議なし』で承認された。</p>
教育長 事務局	<p>日程第3 報告事項</p> <p>(1) 教育部長からの報告</p> <p>① 3月定例市議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月28日閉会予定である。8名の議員から教育に関する一般質問があった。主には、子供たちの心の教育、文化財の保存・活用、就学援助制度、ヤングケアラー、図書館行政等について答弁した。 <p>② 新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県のみん延防止等重点措置が3月21日をもって解除となったことに伴い、3月22日以降の桶川市の基本方針について、市の新型コロナウイルス対策会議での承認後、ホームページ及び別紙資料のとおり示された。感染防止対策をとった上でとの条件付きだが解除されている。 <p>(2) 副部長からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月より、健康福祉部では自宅療養の方への生活応援セットや、同居者について簡易検査ができる抗原検査キットを配布している。各部の職員が応援対応をしており、4月も継続する。 <p>(3) 各課(館)長からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育総務課長 なし ・学校支援課長 <p>① 令和3年度小学校卒業式と中学校卒業式について</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校においては卒業児童数620名のうち、欠席者は30名。 中学校においては卒業生徒数623名のうち、欠席者は27名である。3月22日時点の進路状況は、生徒数623名中の3名は未定であり、620名については決定している。 <p>② 令和4年度市内小・中学校の主な行事予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月8日 入学式 5月11日 埼玉県学力学習状況調査

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 概 要
	<p>5月21日(土) 小学校運動会 5月28日(土) 中学校体育祭</p> <p>・学務課長 なし</p> <p>・生涯学習文化財課長 なし</p> <p>・スポーツ振興課長 なし</p> <p>・公民館長 ① 4月16日(土)17日(日) 桶川東公民館サークル発表会について 3年ぶりの挙行となる。安心安全に気を付けながら開催したい。</p> <p>・歴史民俗資料館長 ① 企画展示 川田谷古墳群と栗原司氏の足跡 教員や専門調査員として活動されていた栗原氏から、平成27年に寄託された踏査に基づいた調査結果や収集資料を4月17日まで展示している。 ② 特別文化財講座 「川田谷古墳群から出土した埴輪をみる」3月27日(日) 山崎武氏(日本考古学会会員、埴輪研究会会員) ③ 資料解説講座 歴史民俗資料館長 3月27日(日)</p>
教育長 委員 事務局	<p>質疑はあるか。 歴史民俗資料館の3月27日開催講座の応募状況は。 定員30人のところ45人から応募があった。まん延防止措置が解除となったため、応募者はすべて受け入れたい。</p>
委員 事務局	<p>卒業生で、新型コロナウイルス感染症の不安による欠席者はいたのか、また、卒業証書は全て渡し終えているか。 感染症の不安による欠席者はいた。小学校全体では4名だった。中学校の卒業証書は、今後の授与が1名であり、他はすべて授与できている。</p>
教育長	(4) 教育委員会の当面のスケジュールと (5) 教育委員会事務局の今後の予

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 概 要
事務局 教育長	定について事務局から説明を求める。 (資料に基づき説明) 質疑はあるか。
委 員 事務局 委 員 事務局	上尾桶川伊奈教育委員会連絡協議会は実施されるか。 現在のところ実施予定である。 中学校体育祭が例年より早いようだが理由はあるか。 小学校で全校春の運動会となったことから、通例で翌週を中学校の開催日としてきたようである。
委 員 教育長	大会やテストなどの関係もあると思うが、今年度は実施できたら良い。 ほかに質疑がないので終結する。
教育長	日程第4 議事 第10号議案は、教育委員会会議規則第4条に定める人事案件につき、会議を非公開とすることに異議はあるか。
委 員 教育長	異議なし これにより議事日程を変更し、第10号議案を非公開とし、最終日程とする。
教育長 事務局 教育長 委 員 事務局	第7号議案 桶川市文化財保護審議会規則及び桶川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、事務局からの説明を求める。 (資料に基づき説明) 質疑はあるか。 参考資料の表の見方について。 左欄は、現行の号を一覧にしている。 色付けのないところは「変更なし」で、号番号も表記も改正しない。 現行から変更するものを、内容により色別にして右欄に対照した。 例えば、左欄の号を削除するものは青色、改正後に新しく加える号は黄色。 緑色は、現行の号番号を改正するものや、表記を改めたものを示している。 組織改正に伴う改正を行うため、改正前のスポーツ振興課や改正後の文化財課は、全て改正する。 その他学校支援課等では、現在実際に行っている事務に、所掌事務の表記を合わせたり、市全体での表記を統一したりする内容である。
委 員	生涯学習文化財課の改正前第5号にあった「芸術文化の振興」は、改正後第8号に改めている。改正前第5号にあったカッコ書き（市長部局において所掌するものを除く。）が削られた。文化振興に関するすべてを教育委員会で所掌

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 概 要
事務局	<p>するのか。</p> <p>現在の自治文化課で所掌する文化芸術に関することは、すべて新しい生涯学習・スポーツ推進課に移管される。</p>
委員	<p>市民芸術文化祭なども含まれるか。</p>
事務局	<p>市民ホールが事務局で行う活動について、事務局は市民ホールのまま変わらない。ただし、それらの活動を行う団体へ補助金を交付しており、その所管は生涯学習・スポーツ推進課になるため、イベントの開催には関係することになる。</p>
委員	<p>業務が増えるということか。</p>
事務局	<p>増えることになる。</p>
委員	<p>文化財課の所掌について、改正後第1号に「文化財の指定及び登録」とある。第3号以降で文化財の種類を分けているが、第1号に「登録と保存」などと同じではないのか。号を細かく分けた理由は何か。</p>
事務局	<p>所掌を明確にする為に分離したものである。</p>
委員	<p>では、「有形文化財の指定及び登録は」「無形文化財の指定及び登録は」とならないのか。第3号以降に文化財の種類を分けたにもかかわらず「保護及び保存」しかない。</p>
事務局	<p>これまでは、生涯学習文化財課の第7号「文化財の保護及び保存に関すること。」の一文で全てを含めていた。今回、文化財課として独立することから所掌を明確にした。</p> <p>第1号は文化財全体について規定している。第2号は「審議会に関すること。」を市全体で明記することとした改正である。第3号から第7号は、保護と保全について文化財の種類別に明記したもの、細分化したものである。第10号は所管する機関について明記するという市全体での統一である。</p>
委員	<p>細分化する必要性はあるのか。文化財の調査、指定、登録、保護、保存は一括であり、ほかに活用と審議会の運営があるように思う。</p>
事務局	<p>平成30年に文化財保護法が改正され、指定されている物件だけでなく、指定されていないものについても文化財保護法で取り扱うこととされた。それを受けて、指定されていない文化財も文化財課が所掌することを明記し、提案とした。</p>
事務局	<p>改正案にある種別の表記は、文化財保護法の分類表記と合わせたものである。</p>
委員	<p>上位法との関連と理解した。</p>
委員	<p>学校支援課の改正後第3号にある進路指導とキャリア教育、第10号にある特別支援教育について、新しく加える理由は何か。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 概 要
事務局	学校教育のなかで、近年これらの業務が重視され、増大している。これまで所掌事務として取り上げていなかったことが実情に則していないと判断し、明記することとした。
教育長	ほかに質疑がないので、第7号議案について採決する。 第7号議案を可決することに異議はあるか。
委 員	異議なし
教育長	異議なしと認め可決とする。
教育長	続けて、第8号議案「桶川市教育委員会事務局専決規程の一部を改正する規程」について、事務局からの説明を求める。
事務局	(資料に基づき説明)
教育長	質疑はあるか。
委 員	改正前の教育総務課第2号の文書についてと第3号の庁舎に関することは大事な業務と思うが削った後どこが所管するか。
事務局	庁舎が末広にあり、市役所と離れていたことから記載があったと思われるが、現在の庁舎では、文書は総務課、庁舎は契約管財課が所掌していることから、教育総務課長の専決事項から削ることとした。
教育長	ほかに質疑がないので、第8号議案について採決する。 第8号議案を可決することに異議はあるか。
委 員	異議なし
教育長	異議なしと認め可決とする。
教育長	続けて、第9号議案「桶川市いじめ対策委員会規則の一部を改正する規則」について、事務局からの説明を求める。
事務局	(資料に基づき説明)
教育長	質疑はあるか。
委 員	公認心理師と臨床心理士の違いは何か。
事務局	臨床心理士は、公益財団法人日本臨床心理士会が認定する民間の資格である。平成29年9月に公認心理師法が施行され、国家資格として2018年から試験が実施されている。どちらも、医療、教育、産業福祉士法に関連する職業に就ける。公認心理師は、心理学全般に係る専門家で、臨床心理士は「臨床」とあるとおり研究職とされる。目的としては、臨床心理士は、多種多様な価値観を尊重し自己実現を手伝うこととされ、公認心理師は国民の心の健康保持、増進に寄与することとされている。

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 概 要
教育長	ほかに質疑がないので、第9号議案について採決する。
委員	第9号議案を可決することに異議はあるか。
教育長	異議なし
教育長	異議なしと認め可決とする。
	日程第5 協議事項
教育長	(1) 桶川市振興計画審議会委員の推薦について事務局からの説明を求める。
事務局	(資料に基づき説明)
教育長	質疑や意見はあるか。
委員	・水村職務代理者に継続をお願いしたい。
	・全員同意
教育長	水村職務代理者を推薦することとして、協議は終結とする。
教育長	日程第6 その他
	第6回定例会の日程は、6月24日(金)午後2時からとする。
事務局	生涯学習センターを、大規模改修のため7月1日から閉館する。工期は10から12か月と見込んでいる。リニューアル後の開館は、川田谷図書館と川田谷公民館は令和5年12月とし、歴史民俗資料館を令和6年4月と見込んでいる。休館期間は広報でも案内する予定である。
教育長	日程第4 議事
	(これより、会議を非公開とし、関係職員以外は退席)
	第10号議案 桶川市学校運営協議会委員の任命について
	第10号議案について、原案のとおり承認。
教育長	日程第7 閉会宣言
	これをもって、第3回定例会を終了する。

会議録署名 教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

書 記 長 _____